

## 公立大学法人横浜市立大学仕様決定委員会要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

### （目的及び設置）

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学（附属病院及び附属市民総合医療センターに係るものを除く。）における、公立大学法人横浜市立大学物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程第 3 条で定める特定調達契約対象案件のうち、研究教育機器、医療機器、理化学機器、OA 機器等の物品の調達等のための契約（以下「調達契約」という。）に係る仕様の決定を、公正かつ適正に実施するため、公立大学法人横浜市立大学仕様決定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第 2 条 委員会は、調達する物品等の仕様の決定に関する事務を行う。

- 2 前項の規定により調達をする物品等の仕様を決定する場合においては、当該物品等に係る商標、商号、特許、デザイン若しくは型式又は産地、生産者若しくは供給者を特定せず、及びこれらの事項に言及しないこととする。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、入札に参加しようとする者が供給しようとする物品等が第 1 項の規定により決定した調達をする物品等の仕様に適合するものであるかについての審査を行うものとする。

### （委員会の組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 理学部長、医学部長、生命ナノシステム科学研究科長、医学研究科長
- (3) 経営戦略担当部長、学務・教務部長、研究推進部長、企画財務課長
- (4) その他委員長が必要と認める者

### （委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、経営戦略担当部長が、その職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。このとき、委員長並びに当該

案件の事業所管担当部長及び事業所管担当課長は決議に参加できない。

4 可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(仕様決定基準)

第7条 委員会は、第2条第1項の規定による調達をする物品等の仕様の決定にあたっては、あらかじめ当該物品等に要求される品質、性能、安全性、寸法等のうち必要と認められる項目について、決定基準を策定しなければならない。

2 委員会は、前項に定める基準により、総合的かつ客観的に調達をする物品等の仕様の決定を行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部企画財務課企画財務担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。